

大規模イベントの仮予約・本申請について

◎仮予約から本申請までの流れ

STEP 1：メールまたは FAX で「港湾環境整備施設利用予約申込書」を送ってください。イベント概要等も同時にご提出ください。（メール：58kouei@city.kawasaki.jp FAX：044-287-6038）

STEP 2：受信後、2週間以内に仮予約完了のご連絡をいたします。期限を過ぎても連絡がない場合は、受信できていない可能性がありますので、電話やメールで直接ご確認ください。

STEP 3：開催日程が決まり次第、速やかに港営課まで連絡し、6ヶ月前に「港湾環境整備施設利用許可申請書」を提出してください。これをもって本申請とみなし、開催日程以外の仮予約を解除します。より多くの方に施設を利用していただくため、開催日確定はお早めをお願いいたします。その後、利用許可手続きに必要な書類を提出していただきます。

STEP 4：開催6ヶ月前に「港湾環境整備施設利用許可申請書」をご提出いただけない場合、「港湾環境整備施設意向確認書」をご提出願います。提出されない場合はキャンセルとします。

◎本申請時期

原則、開催10ヶ月前～開催6ヶ月前の期間に「港湾環境整備施設利用許可申請書」を提出していただきます。仮予約をせずに本申請することも可能です。

（例）令和5年11月1日0時00分に、令和6年9月1日～30日開催分の本申請が開始。

※仮予約は原則、1年前（開催日の12ヶ月前）から開始とします。

申請可能月	イベント開催月
令和5年11月	～令和6年9月
令和5年12月	～令和6年10月
令和6年1月	～令和6年11月
令和6年2月	～令和6年12月
令和6年3月	～令和7年1月
令和6年4月	～令和7年2月
令和6年5月	～令和7年3月
令和6年6月	～令和7年4月
令和6年7月	～令和7年5月
令和6年8月	～令和7年6月
令和6年9月	～令和7年7月
令和6年10月	～令和7年8月
令和6年11月	～令和7年9月
令和6年12月	～令和7年10月

1年前(12ヶ月前)・・・

仮予約開始

10ヶ月前・・・

本申請開始

6ヶ月前・・・

申請書 or 意向確認書を提出

大規模イベントの仮予約・本申請について

◎希望日が複数の申請者で重なった場合について

- ・先に申込をいただいた方を優先いたします。後からお申込みいただいた方は、空いている日程の中から希望日を仮予約いたします。
- ・申込書の「第一希望日が良い」にチェックをつけた方を優先します。両者とも第一希望日優先の場合は、個別にご相談させていただきます。
- ・キャンセル待ちはできません。随時、空きについて港営課（TEL:044-287-6034）までご確認ください。

◎仮予約のキャンセル・変更について

仮予約の取り消し・変更については、必ずご連絡をお願いいたします。

取り消し・変更内容を正確に把握するため、メールでのご連絡をお願いいたします。

変更の場合は申込書や申請書も再提出していただきます。

なお、本申請後のキャンセルは原則受付けておりません。

◎本申請に必要な書類について

- ① 港湾環境整備施設利用許可申請書
- ② 興行・競技会・集会・展示会用添付書類
- ③ 企画書・企画概要書
- ④ 利用面積図・設営図
- ⑤ 調整先一覧（企画書をいただいた後、こちらからメール等でお送りいたします。）

①、②は、ホームページ上で公開しておりますので、ダウンロードしてください。

※緊急連絡先、天候不良などによる開催可否の判断基準についても、企画書等に明記してください。

◎その他・注意事項

- ・荒天により安全確保が困難であると判断した場合、市からイベントの中止を求めます。
- ・「港湾環境整備施設利用予約申込書」提出後、港営課からの返答をもって仮予約成立となります。
- ・国や県による防災訓練等の公園利用がある場合は、開催できません。

大規模イベントの仮予約・本申請について

◎Q&A

- Q1. 本申請は仮予約と比べ、どのような違いがありますか？
- A. 仮予約とは違い、**本申請後のキャンセルは原則受け付けておりませんので、必ず開催日を設定させてからご提出ください。**
- Q2. 仮予約だけではイベントの開催ができないのですか？
- A. はい。「港湾環境整備施利用許可申請書」の提出をもって本申請とみなしますので、開催前10ヶ月を過ぎましたら必ずご提出ください。
- Q3. 2つのイベントの仮予約をしたいのですが、できますか？
- A. 可能です。申込書は1つのイベントにつき1枚ですので、2枚の申込書をご提出ください。ただし、**仮予約は1社につき、同時に2件までです。**
- Q4. 利用月の何か月前まで本申請できますか？
- A. 原則、利用月の3か月前まで可能です。(10月開催のイベントは、6月末まで申請可)
- Q5. 第二希望日までしか仮予約できないのですか？
- A. はい。他の利用者との日程調整のためにも、第二希望日までを仮予約可能とさせていただきます。また、希望日は1期間につき最大で6日間までです。希望日が他の仮予約で決まっていた場合、連絡いたします。